

平成29年度版行財政3か年実施計画 及び 平成29年度予算編成における基本方針【上尾市】

平成29年度版行財政3か年実施計画及び平成29年度予算編成における基本方針の策定に当たって

現在、我が国ではアベノミクスによる経済再生政策が進められているが、デフレ脱却は道半ばであり、本格的な経済再生は、いまだ途上であると言える。また、少子高齢化や人口減少問題への対応など多くの困難な課題を抱えており、これら国家的な課題は、地方自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中、これまで本市では、“スピード感”を都市経営の根幹に据え、市民サービスの向上はもちろん、市民の安心・安全を確保すべく各種施策を積極的に展開してきたところであるが、今後はさらに厳しい行財政運営を余儀なくされる中、急速に進む少子高齢化や人口減少などに的確に対応しつつ、選ばれる都市として成長しなければならない。

そのためには、強い決意のもと行政改革等を不断に実行し、マニフェスト「上尾が輝る新8つのキラリ☆～もっと、もっと、住みよい上尾へ。～」を実現することが不可欠であり、これらの取組みが、20年、30年先の輝かしい上尾市の礎になると確信している。全職員は「未来を見据えて、今を動く」ことを念頭に置き、最大限の努力を傾注する必要がある。

以上を踏まえ、平成29年度版行財政3か年実施計画及び平成29年度予算編成における基本方針の策定に当たっては、「マニフェストの具現化に向けた取組方針」や「第8次行政改革実施計画の確実な実施に向けた取組方針」などを盛り込んだところであり、各部局は、本基本方針に基づき、平成29年度3か年・予算編成に臨むこととする。

平成28年9月1日

上尾市長 島 村 穰

I. 現下の経済情勢と国の動向及び本市の財政状況と今後の見通し

1. 現下の経済情勢と国の動向

現下の我が国の経済情勢は、内閣府が発表した本年7月の月例経済報告によれば、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」としている。ただし、「海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」と言及しているように、依然として不安要素が払拭されていない状況にあると考えられる。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2016」を6月に閣議決定し、平成29年度予算編成の基本的考え方として「経済・財政再生計画及び経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って取り組み、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する」としている。また、8月に発出した「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、「歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」とされ、概算要求に当たって厳しい姿勢が示されている。

これらの方針に基づいた国の予算編成は、地方財政に大きな影響を及ぼすことから、その動向を十分注視し適切に対応していく必要がある。

2. 本市の財政状況と今後の見通し

平成27年度の一般会計決算は、歳入面では、消費税率の引き上げによる影響が本格的に反映され始めたことにより地方消費税交付金が増加したほか、社会保障関係経費に対する国庫補助金等が増加となったものの、税制改正に伴う法人市民税の税率引下げなどの影響により市税は減少となったところである。

一方、歳出面では、退職手当負担金の減少などにより人件費が微減となったものの、子ども・子育て支援新制度への対応などにより扶助費が大幅に増加したことにより、義務的経費が過去最大の336.6億円となったところである。また、上尾中学校校舎改築事業の本格化の影響などにより投資的経費が増加に転じたほか、委託料等の物件費も増加している。

これら決算に基づき算定した財政指標は、財政の健全度を示す実質公債費

比率が前年度と同じ4.0%、また将来負担比率が29.4%となり対前年度比で5.5ポイント改善し、いずれも早期健全化基準を大きく下回る結果となった。しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、義務的経費が大幅に増加したことにより、対前年度比で0.5ポイント悪化し94.6%と極めて高い数値となっており、本市の財政の自由度は狭まってきている。

今後の財政収支の見通し（平成28～32年度）について、歳入面では、実質GDP成長率を参考に、生産年齢人口の減少等を加味し市税を見込み、歳出面では、扶助費の伸びや今後実施を予定している事業を可能な限り見込んで試算した。その結果、市税及び地方譲与税等の増収により歳入は微増傾向にあるものの、扶助費の大幅な増加により歳出は増加傾向にあり、毎年度の予算編成において生じている財源不足額は拡大する見込みとなっている。

平成29年度の財源不足額は、今年度の30.5億円を大きく上回る35.5億円と試算しており、極めて厳しい予算編成となるものと考えられる。

【別紙1】

II. 平成29年度3か年・予算編成の基本的な考え方

今後も厳しい財政状況が続くと予測される中、全国平均を上回って進む高齢化や生産年齢人口の減少、あるいは、これまで整備してきた公共施設・インフラの大量更新など、直面する諸課題に的確に対応しつつ、「もっと、もっと、住みよい上尾」へと成長するためには、行政改革等を不断に実行し、持続可能な財政基盤を確立するとともに、真に必要な事業を見極める必要がある。

したがって、平成29年度予算については、従来の計上方法にとらわれず、ゼロベースで事業を見直し無駄を排除するとともに、優先的に取り組むべき事業への積極的な予算配分により、メリハリの効いた予算とする。

以上のことを踏まえ、職員一人一人が財政状況を十分に認識し、「上尾市財政規律ガイドライン」を遵守の上、以下に示す5つの取組方針に沿って予算編成に取り組むものとする。

1. 5つの取組方針

(1) マニフェストの具現化に向けた取組方針

本市特有の市民ニーズや課題を解決するために、市長マニフェスト「上尾が輝く新8つのキラリ☆～もっと、もっと、住みよい上尾へ。～」を示

したところである。【別紙2】

既にマニフェスト実現のための道筋づくりに着手しているが、今後は、引き続き現場で聞こえる市民の声を集約し、市民ニーズに即した事業となるよう、具体的な事業の組み立てに注力することとする。また、効率的で効果的な行政サービスを提供するためには、マニフェストの趣旨に鑑み、既存事業のリニューアルや新規事業の構築を積極的に図る必要があり、事業の立案に当たっては、全市的な視点に立ち、部局の垣根にとらわれることのないよう事業案の調整を実施する必要がある。

また、積極的にシティセールスを展開し「住んでよかった」と実感できるまちづくりを推進するためには、マニフェストの実現が不可欠であることから、各項目をスピーディに実行することにより、さらなる行政サービスの向上を図っていく。

(2) 第8次行政改革実施計画の確実な実施に向けた取組方針

急速に進むことが予想される高齢化や人口減少を見据えると、基金に頼らない持続可能な財政基盤の確立が不可欠であることから、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とする第8次上尾市行政改革大綱・実施計画を策定し、「質の高い行政サービスの提供」と「持続性のある財政基盤の確立」を目指すとともに、そのためのアプローチとして、「歳出全般の効率化」、「財源確保の強化」及び「事業主体の多様化」の3つの方向性を示した。

本市の魅力をさらに高めるためには、地方創生総合戦略に基づく施策を適切かつ速やかに実施することが重要であるが、そのためには、財源や人的資源を確保することが不可欠であることから、平成29年度3か年・予算編成に当たっては、歳出全般の効率化や財源確保の強化に向けた取組みを果敢に実行するとともに、これまで「行政」が直接担ってきた市民サービスの領域において民間事業者等への委託化や市民との協働など、事業主体の多様化を積極的に進める。

(3) 行政評価に基づく事務事業の取組方針

本市の財政状況は決して楽観視できるものではなく、行政マネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確実に実行することにより、既存の事業を見直しつつ、限られた財源の中で市民ニーズに沿った新たな事業を実施することは極めて重要である。その1つのツールとして機能するのが行政

評価であり、事業を効率的かつ効果的に実施すべく、施策評価及び事務事業評価の結果に基づいた改善・改革を進めることは不可欠である。

とりわけ、平成28年度に実施した事務事業評価では、必要性及び効率性の観点から評価した結果、市が実施するのではなく委託等により実施すべきものや、他市等と比較してコストが高いものなど、全730事業のうち19事業を「見直し」としたことから、これら評価結果に基づき、既存事業の統廃合及びリニューアルを確実に実施する。

(4) 地域創生総合戦略の重点施策に関する取組方針

人口減少を緩和し将来にわたって活力あるまちを築いていくため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする上尾市地域創生総合戦略を策定し、「安定した雇用を創出する」、「出産・子育ての希望をかなえる」、「健やかな暮らしを守り、魅力あるまちを創る」の3つの基本目標を定めた。

今後、予想される人口減少を可能な限り緩和していくためには、本市の人口減少の主な要因である「出生率が全国平均及び県内平均よりも低いこと」、「子育て世代の転出超過が顕著であること」の改善を図ることを常に意識しつつ、本戦略で掲げる5つの基本的方向と11の重点施策に沿った施策を適切かつ速やかに実施する。

【基本的方向】

【重点施策】

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 雇用を創出するまちづくり | ①産業の活性化
②民間事業者等の積極的な活用 |
| (2) 子育てしやすいまちづくり | ①“妊活から出産”までの継続的な応援
②子育て施設・環境の整備
③地域全体での子育て世代の支援 |
| (3) 子どもが健やかに育つこと
ができるまちづくり | ①子どもの可能性を広げる
②地域と一体で学校を応援 |
| (4) 安心で良好な住環境の
まちづくり | ①安心でのびのびと子どもが育つ環境の整備
②快適に通勤通学ができる環境の整備 |
| (5) 第二の人生を謳歌できる
まちづくり | ①健康づくりの推進
②生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動
の推進 |

(5) 公共施設の質・量の最適化に向けた取組方針

本市が保有する全ての公共施設を将来にわたって安心・安全かつ適正な水準で維持していくためには、公共施設マネジメントを強力に推進し、質と量の最適化を図る必要がある。

本市は、平成28年度より「上尾市公共施設等総合管理計画」及び「上尾市個別施設管理基本計画」の計画期間に入り、いよいよ実務的な施策に着手し始めたところである。この新たな取組みを実効性の高いものとするためには、全庁的な意識改革を含め、一つひとつの施策を計画的かつ着実に実行していかなければならないが、これには財政運営との密接な連携が不可欠である。

そこで、個々の施策については、上尾市個別施設管理基本計画等評価委員会により合理性や効果について評価を行うとともに、新たに策定した「PPP/PFI手法導入優先的検討ガイドライン」の遵守も含め、徹底した進行管理を行っていく。

2. 財政規律ガイドラインを遵守した予算編成の徹底

(1) 財政運営に係る最上位のルール「上尾市財政規律ガイドライン」

財政規律の維持・向上を図り、安定的かつ健全な財政基盤を確立するため、平成26年3月に「上尾市財政規律ガイドライン」を策定した。予算編成に当たっては、すべての職員が、本ガイドラインに沿って中長期的かつ経営的な視点に立ち、市が実施するすべての事務事業の経費に人件費が含まれていることを念頭に置き、創意工夫とコスト意識の発揮により、叡智を結集して取り組む。【別紙3】

(2) 予算編成のルール

①歳入の確保

国・県支出金等の積極的な活用のほか、市税の徴収率の向上、広告料収入の拡大など、さらなる自主財源の確保に努めることとする。使用料・手数料等については、施設利用や各種行政サービスの提供に際して、受益者に応分の負担を求めることは住民間の公平を図る上で極

めて重要であることから、物価の変動や他市との整合性等を含め、適宜見直していく。

また、国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として市費への振替えは認めず、一般財源化された事業について継続する場合は、従前の事業スキームにとらわれることなく事業の再構築を検討する。

②歳出構造の改革

すべての事務事業について、必要性、効果及び達成度の観点から、不断に見直しを行うこととし、とりわけ、長期間にわたり継続してきた単独事業等については、その事業開始時と現在の社会情勢が大きく変化し、すでに所期の目的を達成していることが見込まれる場合は、早急に事業の再構築を図ることとする。

事業の新設や拡充など歳出増を伴う予算要求を行う場合は、原則として、当該担当の課又は部内において恒久的な歳出削減につながる見直しを行うなど、財源確保の見通しを持った上での要求とする。

なお、上記に関わらず、「第8次行政改革大綱・実施計画」に掲げるもののほか、行政改革につながるような事業に対しては、積極的に配分する。

今後も強力行財政改革の歩を進めるとともに、各種経費の徹底的な見直し・削減を果敢に実行することで、無駄な財政支出を厳しく抑制する。

(3) その他留意事項

地方財政計画及び国・県の予算編成や各種制度の見直しの動向が、現時点では不透明な状況にあることから、平成29年度3か年・予算編成の要求後であっても、必要により再調整することとなるので、国や県等の動向を迅速かつ積極的に把握するとともに、活用が可能な国や県等の補助金は適切に活用していくことに留意する。

財政収支の見通し(平成28～32年度)

ポイント

【一般会計】

○市税及び地方譲与税等の増収見込みにより、歳入は微増傾向にあるものの、扶助費の大幅な増加により、歳出は増加傾向にあり、財源不足額は拡大する見込み。

○そのため、既存事業の抜本的な見直しなどの歳出抑制策や歳入の見直しなどを徹底し財源不足額を可能な限り縮小していくものとする。

1. 歳入の見通し

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計(28～32)
市税	30,041	29,972	29,469	29,654	29,821	29,989	148,905
地方譲与税等	3,503	4,053	4,286	4,986	4,986	4,986	23,297
地方交付税	2,550	2,750	2,779	2,569	2,576	2,584	13,258
国・県支出金	12,732	13,164	13,106	13,590	14,094	14,662	68,616
市債	5,391	5,903	6,565	5,715	5,042	4,847	28,072
その他	3,350	3,247	3,244	3,246	3,242	3,242	16,221
歳入合計	57,567	59,089	59,449	59,760	59,761	60,310	298,369

2. 歳出の見通し

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計(28～32)
義務的経費A+B+C	34,422	35,243	36,046	37,247	38,309	39,359	186,204
人件費A	12,020	11,827	11,918	12,034	12,204	12,397	60,380
扶助費B	15,854	16,786	17,485	18,225	19,044	19,910	91,450
公債費C	6,548	6,630	6,643	6,988	7,061	7,052	34,374
普通建設事業費	6,051	6,419	6,801	5,815	4,558	4,291	27,884
その他	20,177	20,478	20,154	19,978	20,153	20,150	100,913
歳出合計	60,650	62,140	63,001	63,040	63,020	63,800	315,001

3. 財源不足額

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計(28～32)
財源不足額	△ 3,083	△ 3,051	△ 3,552	△ 3,280	△ 3,259	△ 3,490	△ 16,632

4. 試算の考え方

○財政運営の健全性を確保していくための方向性を明らかにするため、5年間(平成28～32年度)の財政見通しを策定。

○消費税率はH29年4月から10%として算出。

○試算の前提や結果については、ある程度幅を持って理解する必要がある。

○今後の社会情勢、地方財政制度の変化などに対応するため、毎年度見直しを行う。

○歳入

市税	内閣府公表の実質GDP成長率を参考に、生産年齢人口の減少や制度改正、評価替えによる減額を加味し算出
地方譲与税等	平成28年度予算額を基に、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増加を加味し算出
地方交付税	平成28年度予算額を基に、歳入は市税・地方譲与税等、歳出は扶助費等の増加を加味し算出
国・県支出金	平成28年度予算額を基に、扶助費の伸びや普通建設事業費等を加味し算出
市債	平成28年度予算額を基に、土地開発公社健全化債、臨時財政対策債等を加味し算出
その他	平成28年度予算額を基に、上記以外の歳入について算出

○歳出

人件費	退職者・定員管理見込に基づき算出
扶助費	平成28年度予算額を基に、伸び率などを加味し算出
公債費	平成27年度までの市債発行額及び平成28年度以降の市債発行見込額を基に算出
普通建設事業費	平成28年度以降に予定されている主要な普通建設事業を加味し算出(消費税はH29年4月から10%として算出)
その他	平成28年度以降に予定されている上記以外の歳出について算出(消費税はH29年4月から10%として算出)

■市長マニフェスト「上尾が輝く 新8つのキラリ☆ ～もっと、もっと、住みよい上尾へ。～」

大項目	小項目
I 市役所の改革を行います！	① 改革を断行するべく、行政改革実施計画を新たに策定し、行政改革を強力かつ確実に進めます。
	② 行政分野に民間の力を積極的に取り入れ、サービスの向上と効率化の両立を図ります。
	③ 貴重な税金は市独自のサービスに充てるなど、国や県等の補助金を積極的に活用します。
	④ 次代を担う子どもたちのため、使用料や手数料等の住民負担の算出方法を明確化し、料金の適正化を進めることにより、財政の健全化に努めます。
	⑤ 施設数の適正化を図るべく、公共施設マネジメントを強力に推進し、身の丈に合った適正な施設配置を実施します。
	⑥ 市が交付する各種団体への補助金等の効果を図るためのルールを明確化することにより、支援の適正化を進めます。
	⑦ 市役所の透明化を進め、財政状況のわかりやすい公表に努めます。
	⑧ 公共下水道事業を官庁会計から企業会計に移行し、経営状況の明確化、経営意識の向上を図ります。
II 子育て世代を応援します！	① 子育て世帯が近居・同居する際の住宅取得リフォーム助成制度を創設します。
	② 妊娠したい方々を支援するため、女性に加え男性の不妊治療を実施するとともに、妊活カウンセラーを配置します。
	③ 母子保健コーディネーターを配置し、産前・産後のお母さんを積極的にサポートします。
	④ 子育て世帯の移動手段を確保するため、電動3人乗り自転車の購入補助制度を創設します。
	⑤ 子育て世帯の負担を軽減するため、子ども医療費の中学生までの無料化を継続実施します。
	⑥ 原市複合施設(保育所・支所)の整備を進め、待機児童が多い0歳児クラスを新たに新設します。
	⑦ 待機児童ゼロを目指し、民間の保育所(地域型保育施設含む)を積極的に誘致するべく補助制度を継続実施します(平成28・29年度の2か年で9施設新設予定)。
	⑧ 老朽化する保育所を統合し、新たな子育て拠点となる施設の整備を検討します。
	⑨ 学童保育所の待機児童ゼロを継続実施するとともに、平方北小学童保育所の整備により1学区=1学童を実現します。
III 大きく育てます！	① 子どもの学習意欲を高めるため、学校と民間学習機関等との協働の取組みを積極的に検討します。
	② 就学後の児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、学力・体力の向上を目指し、放課後子供教室の運営を検討します。
	③ 小・中学校の全教室に設置済の大型モニタ・電子教科書を活用し、子どもの学力向上を目指します。
	④ すべての小・中学校でのALT(外国人による授業の支援)による英語授業を継続実施します。
	⑤ 学習支援事業について、これまで実施してきた生活保護世帯に加え、ひとり親家庭にも拡充し実施します。
	⑥ 子どもの命を守るため、いじめ根絶対策(相談体制、インターネットパトロール、Q Uアンケート)を推進します。
IV 健康づくりを支援します！	① 健康長寿社会を目指し、老若男女が楽しめるパークゴルフができる施設を併設する(仮称)戸崎東部公園の整備を進めます。
	② 健康マイレージ制度の導入を検討し、市民の健康づくりを積極的に推進します。
	③ アップイー元気体操をリニューアルするとともに、会場確保のための助成を行います。
	④ 高齢者肺炎球菌予防接種に対する助成を継続実施します。
	⑤ 県のモデル事業である生活習慣病予防対策事業を継続実施します。
	⑥ 市道への自転車レーンの整備を進め、自転車のまちづくりを推進します。
	⑦ 身近な公園への健康遊具の設置を推進します。

大項目	小項目
V より利便な上尾に 進化させます！	① コンビニエンスストアでの住民票等の発行を実施し、いつでも、どこでも証明書が取得できるよう利便性の向上を図ります。
	② 地球環境を守るため、省エネルギーに寄与する道路照明灯のLED化を早期実施します（約12,000灯）。
	③ 第二産業道路の早期開通を目指し、県への働きかけを促進します。
	④ 市内循環バス“ぐるっとくん”の利便性の向上を図るため、路線及びダイヤの大幅再編を行います。
	⑤ 子どもから高齢者まで多くの市民が集い、人を育てる「知の拠点」として、市民長年の懸案である新図書館の整備を進め、平成31年度のオープンを目指します。
	⑥ 文化センターをリニューアルし、より使いやすく市民が集える施設に生まれ変えます。
	⑦ 地域住民による街づくりを積極的に支援します。
	⑧ さらなる快適な通勤の実現を目指し、最終電車の時間の繰り延べなどJRやバス会社に対する働きかけを進めます。
VI 市民の命を守ります！	① 万が一に備え、防災備蓄倉庫への食糧を含めた防災備品の整備を推進します。
	② 防災無線のデジタル化を図ることにより、危険情報などの情報伝達機能の向上を図ります。
	③ 気象情報会社との連携により、竜巻危険情報のいち早い入手と市民への周知を図ります。
	④ 子どもの命を守るため、小児二次救急の365日体制を推進します。
	⑤ 尊い命を救うため、ドクターヘリの発着所を増設します。
	⑥ 水害対策として、総合治水計画を策定します。
	⑦ 荒川への堤防整備の早期実現を目指し、国への働きかけを進めます。
	⑧ 警察との連携を深め、犯罪危険情報の積極的な提供を推進し、二次被害を防ぎます。
VII すべての人が 主役です！	① ボランティアによる買い物支援やゴミだしを積極的に進め、高齢者が安心して居住できる社会を創ります。
	② 高齢者の外出機会を促進するため、電動自転車の購入補助制度を創設します。
	③ 高齢者の市内商店での飲食や購買を促進するため、優待サービス付のグランパ・グランマ応援カードの発行を検討します。
	④ 障がいを持つ方の自立を応援するため、現金給付を見直し、総合的な自立支援サービスの充実を図ります。
	⑤ 障がいを持つ方の就労支援をさらに強化します。
	⑥ 文化・芸術の振興を目指し、デジタルミュージアムを新設します。
VIII 賑わいを 創ります！	① ふるさと納税制度を拡充し、市内産業(工業製品や農産物)を全国にPRします。
	② 空き店舗等での起業に対する支援制度を創設し、新たなビジネスチャレンジを応援します。
	③ 幹線道路などへの企業誘致を積極的に推進し、働く場所の確保に努めます。
	④ 農商工観ポータルサイトを積極的に活用し、産業の活性化を図ります。
	⑤ 他市町村との連携を深め、市内産業の積極的なPRを促進します。
	⑥ 確かな技術と伝統を受け継ぐ、市内工業所のものづくりを積極的にPRし、販路開拓を支援します。
	⑦ 上尾産農作物の消費拡大を目指し、生産者とスーパーや飲食店等との連携支援を行います。
	⑧ 農産物の鳥獣被害防止対策を実施するとともに、栽培管理機器等の設置に対する支援を実施します。

上尾市財政規律ガイドライン

2014年3月

上尾市企画財政部財政課

目 次

1. ガイドライン策定にあたって.....	1
(1) ガイドライン策定の目的	
(2) ガイドラインの位置づけ	
2. 本市の現状と課題.....	1
(1) 人口構造の変化や公共施設等の更新問題への対応	
(2) 財政状況	
3. 今後の財政収支の見通し.....	2
(1) 中期的な財政収支の見通しの策定	
(2) 財政見通しの活用	
4. 予算編成のルール.....	3
(1) 歳入の確保	
① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）	
② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化	
③ 国・県支出金等の積極的な活用	
④ 実施計画の策定における財源確保の原則化	
⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保	
(2) 歳出構造の改革	
① 事業の見直し	
② 特別会計の自立性の促進	
③ 民間事業者等の積極的な活用	
④ 補助金等の整理合理化	
⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備	
(3) 主要3基金の残高確保	
① 財政調整基金	
② 公共施設整備基金	
③ 市債管理基金	
(4) 将来負担の圧縮	
5. 予算執行のルール.....	5
(1) 請負残などの予算管理の徹底	
(2) 次年度以降の予算に関連する事業実施の取扱い	
(3) その他	
財政収支の見通し.....	資料

1. ガイドライン策定にあたって

(1) ガイドライン策定の目的

本市では、持続可能な財政運営を図る観点から、財政基盤を強化しつつ、市民ニーズに的確に対応するべく各種施策を積極的に展開してきたところであるが、今後は、生産年齢人口の減少に伴い市税収入の増加は期待できない状況にあるほか、公共施設の更新問題への対応が求められている。

このような状況の中で、第5次上尾市総合計画で掲げる将来都市像である『笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお』の実現をめざし、中長期的な施策展開を見据え、市民満足度を高めるべく、予算配分の重点化・効率化を一層推進していくことが必要である。

そのためには、安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持していくことが不可欠であり、さらなる財政健全化を推進することによって、未来へつなぐ財政基盤を確立していく必要があることから、上尾市財政規律ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定することにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することとする。

(2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、第5次上尾市総合計画と連動し、同計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有するものであり、すべての職員は、予算編成及び予算執行に当たって、これを遵守しなければならない。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、本ガイドラインは、その都度、見直しするものとする。

2. 本市の現状と課題

(1) 人口構造の変化や公共施設等の更新問題への対応

わが国はすでに人口減少時代に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所によると、2100年の人口は、1900年ごろと同程度の4千万人台とすることが見込まれ、大幅な減少が推計されている。

本市の人口は、現時点では微増している状況にあるが、同研究所の推計によると、2020年代には減少し始めることが予測され、子どもの数が大きく減少する一方で、高齢者数が大きく増加することが見込まれている。とりわけ高齢者数の増加は全国平均と比較して顕著であり、社会保障関係経費の増加は避けて通れない状況にある。

また、生産年齢人口の減少も全国平均と比較して顕著であり、これは、市税収入の増加が期待できない状況にあることを示しており、歳入予算に占める市税の構成率が高い本市の財政に与える影響は少なくない。

さらに、昭和40年代の人口急増期に整備した数多くの公共施設やインフラは、整備後、既に相当の年数が経過しており、今後は、一斉に、これまで整備してきた資産の更

新時期を迎えることから、本市の財政状況は、より厳しくなることが予想される。

平成26年3月発刊の上尾市公共施設白書によると、本市が保有する公共施設※について、現行の規模を維持し続けると仮定した場合に必要な費用は、40年間で約1,650億円と見込まれている。このほか、インフラについては、精緻な算出は困難であるが、償却年数に到達した際に取得原価で再整備するという前提で試算すると、40年間で約1,500億円と見込まれている。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる中で、この資産更新問題に対応しつつ、現状の市民サービスを一定程度維持し、かつ、人口構成の変化によってますます多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

(2) 財政状況

本市は、これまで、職員数の適正化等による人件費の削減、プライマリーバランスを考慮した市債の借入れ、そして、将来の資産更新を見据えた基金への積み増しなど、将来を見据え財政基盤を強化しつつ、こども医療費の無料化などの子育て施策、小・中学校の耐震補強などの防災体制の強化、駅のバリアフリー化や市街地再開発事業などのまちづくりの推進など、市民ニーズに沿った施策を積極的に展開してきたことから、財政指標のうち経常収支比率はやや高めであるものの、健全化判断比率は早期健全化基準などを大きく下回っている。

このように本市の財政状況は、ストック面では、これまでの財政健全化に向けたあらゆる取組みによって各種財政指標は確実に改善しつつあるが、フロー面では、予算編成において恒常的な財源不足が生じている状況にあり、それを補てんするため、毎年度、財政調整基金等から繰り入れすることにより、予算を編成している状況にある。

今後は、前述したとおり、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や公共施設及びインフラの資産更新問題への対応に加え、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の影響による公債費の増加や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加への対応が必要になることから、継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくためには、さらなる財政基盤の強化を図ることが不可欠である。

3. 今後の財政収支の見通し

(1) 中期的な財政収支の見通しの策定

持続可能な財政運営を図るためには、今後の財政状況を見通し、課題を把握した上で、将来の財政運営の健全性を確保していくための方向性を明らかにしていく必要があることから、中期的な財政収支の見通し（以下、「財政見通し」という。）を策定することとする。（資料参照）

なお、財政見通しの期間は5年間とし、社会情勢の変化、地方財政及び税制制度の改定、急激な行政需要の変化に対応するため、毎年度、見直しを行うこととする。

(2) 財政見通しの活用

財政見通しにおける歳入と歳出の乖離が生ずる場合は、地方自治法で規定する「各

会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」という会計年度独立の原則に基づき、歳入の確保や歳出の抑制等に向けた取組みを果敢に実行することにより、そのかい離の縮小に努めなければならない。

4. 予算編成のルール

(1) 歳入の確保

① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）

特定の行政サービスの受益者に負担していただく使用料、手数料及び負担金等については、そのサービスに係るコストや社会経済情勢等を踏まえ、不断に見直しを行うこととする。

② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化

事業の拡大、または、新たな事業の創出に当たっては、あらかじめ、その事業を実施する目的及び目標、さらにはその実施のために必要となる手順及びその財源見通しを含めた事業費を明らかにしなければならない。

また、国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として、市費への振替は認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行うこととする。

③ 国・県支出金等の積極的な活用

事業の実施に当たっては、国・県支出金等の特定財源の積極的な活用を図ることとし、特に新規事業については、特定財源の有無について精査するとともに、既存事業についても、特定財源を活用する方策がないか、不断に検討していくこととする。

④ 実施計画の策定における財源確保の原則化

各実施計画の策定に当たっては、あらかじめ、その施策の実施のために必要となる手順及びその財源見通しを含めた事業費を明らかにし、財政運営に与える影響について財政課と協議した上で、策定しなければならない。

⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保

市税、負担金及び使用料・手数料等については、その徴収率の向上に継続して努めるほか、未収金については、負担の公平性の観点から徴収対策を一層強化するとともに、広告料収入の拡大など自主財源の確保に努めることとする。

(2) 歳出構造の改革

① 事業の見直し

すべての事業については、必要性、効果及び達成度の観点から、不断に見直しを行うこととし、とりわけ、長期間にわたり継続してきた単独事業等については、社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、すでに所期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図るものとする。

② 特別会計の自立性の促進

特別会計については、「独立採算」または「特定収入による事業の実施」の原則を

踏まえ、国が示す繰出基準等に則した運営が可能となるような財政運営に努めることとする。

③ 民間事業者等の積極的な活用

既存、新規を問わず、すべての事務事業については、質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、実施主体等を含め不断の見直しを行うこととし、民間事業者等が実施することが、合理的かつ効果的であると認める場合は、積極的にその活用に努めることとする。

④ 補助金等の整理合理化

補助金等については、その趣旨や目的及び効果などに鑑み、必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から、不断に見直しを行うものとする。

とりわけ、市単独補助金並びに国・県補助金の上乗せ及び補助対象の拡大等を行っているものについては、その効果等を検証することとする。

⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備

公共施設の整備事業に当たっては、事業の効果や施設の規模及び設備内容等について十分検証するほか、施設整備後の維持管理費用などを含めたライフサイクルコストの軽減を考慮した整備に努めることとする。

なお、既存施設の再配置に伴い生み出された未利用地については、積極的に売却を検討することにより、売却益及び固定資産税等の市税収入の確保を図るとともに、資産管理に係る経費の削減を図ることとする。

(3) 主要3基金の残高確保

① 財政調整基金

財政調整基金は、今後の社会変動や緊急課題に的確に対応するほか、将来の償還財源の計画的な確保、金融市場からの信認の一層の向上を図る観点から、年度末の当該基金残高について、標準財政規模の1割程度を維持するよう努めることとする。

② 公共施設整備基金

公共施設整備基金は、今後の公共施設の更新等に対応するためには、一定の基金残高が必要になることから、市債充当率を考慮し、年度末の当該基金残高を当該公共施設における前年度の減価償却累計額の1割程度の額(以下、「目標残高」という。)となるよう努めることとする。

なお、現時点の公共施設整備基金残高とその目標残高には大きな乖離が生じていることから、その圧縮を図るべく、予算の編成及び執行に留意することなどにより、可能な限り基金に積増しするよう努めることとする。

③ 市債管理基金

市債管理基金は、満期一括償還地方債の元金償還に充てるために積立てを行うこととし、年度末の当該基金残高を満期一括償還額の年次割相当額と同程度となるよう努めることとする。

(4) 将来負担の圧縮

未来へつなぐ財政基盤を確立していくため、市債残高について、普通交付税の振替えである臨時財政対策債を除き、引き続き抑制するよう努める。なお、今後予定される大規模な公共施設の更新等への市債活用により、市債残高がやむを得ず一時的に増加せざるを得ない場合も、将来の市民負担に配慮し当該年度の市債借入総額を極力抑制することとする。

また、市が出資等を行う団体については、経営の健全化に努めるべく、自主財源の確保や組織体制及び業務内容の見直しに継続的に取り組むなど、自立性の高い経営を促すこととする。

5. 予算執行のルール

(1) 請負残などの予算管理の徹底

予算の執行は、当初予算編成の際に計画した範囲内に限り認めることとし、請負残などの予算管理の徹底を図り、原則として、その執行は認めない。

ただし、不慮の工事等が発生した場合は、速やかに財政課と協議を行い、積算を十分精査した上で実施することとする。

(2) 次年度以降の予算に関係する事業実施の取扱い

公共施設の設計など、次年度以降の予算に関係する事業を実施する場合は、行財政3か年実施計画等で認めた額の範囲内で実施可能な設計等とし、やむを得ない事情によりこれを超えることが見込まれる場合は、事前に財政課との協議を行うこととする。

(3) その他

予算執行においては、既成概念に捉われることなく、職員一人ひとりが経営意識を持ち、事業執行における積極的な創意・工夫により、あらゆる角度から経費の節減を図ることとする。

また、市が実施するすべての事務事業の経費に人件費が含まれていることを念頭に置き、効率的な事業運営を徹底するとともに、事務事業の所期の目的に立ち返り、不必要な事務をあぶり出し、継続的に事務改善を図ることとする。